Osaka University Knowledge Archive

Title	日韓国交正常化交渉（一九六〇～一九六五）における管轄権問題（二・完）：池田・佐藤政権の対応と「相互黙認」案の成立
Author(s)	野間, 俊希
Citation	阪大法学. 2023, 73(1), p. 1-35
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/91511
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

論　説

日韓国交正常化交渉（一九六〇～一九六五）における管轄権問題（二・完）

――池田・佐藤政権の対応と「相互黙認」案の成立――

野　閒　俊　希

はじめに
第一章　「相互黙認」に関する合意の形成
　第一節　対日請求権の地域的範囲をめぐる対立
　第二節　「大平構想」による「相互黙認」の模索
　第三節　米国の姿勢と合意成立（以上、七二巻六号）
第二章　「相互黙認」案の基本条約への適用
　第一節　基本関係をめぐる討議
　第二節　「河野ライン」による秘密折衝
おわりに（以上、本号）

第二章　「相互黙認」案の基本条約への適用

第一節　基本関係をめぐる討議

「平和条約第四条に基づく請求権問題」を解決することについて合意が成立した後、韓国政府の管轄権の地域的範囲に関する立場の「相互黙認」を前提として、基本関係をめぐる討議が開始された。一九六二年一二月二一日の予備交渉第二〇回会合において、韓国側は、日韓間の諸懸案に関する自らの主張を記したペーパーを日本側に提出した。このペーパーにおいて、韓国側は、基本関係問題を条約の形式により処理する意思を有していることを明らかにした。その上で、基本条約において、韓国の領土を、「現在の行政的支配下にある地域および今後行政的支配下におく地域」と表現する方法があるという考えを示した。[118] 韓国政府が「今後行政的支配下におく地域」は、同政府を朝鮮の正統政府であると認める立場に基づけば、半島北半部だと解釈することが可能である。つまり、韓国側は、地域的範囲を明示しないという前提の下で、自らに有利な文言を管轄権に関する条項として基本条約に盛り込もうとしたのである。

しかし、韓国側試案に関する議論が日韓間で本格化することはなかった。金鍾泌派と反金鍾泌派による朴軍事政権内部の勢力争いと、民政移管をめぐる韓国政情の混乱により、日韓交渉が停滞を余儀なくされたためである。

諸懸案に関する討議を再開することについて日韓間で合意が成立したのは、一九六四年三月であった。[119] 一九六三年九月の大統領選で朴正熙が辛勝したことと、同年一〇月の国会議員選挙で朴大統領の与党・民主共和党が大勝したことにより、韓国政情が一旦安定を回復したのである。

交渉再開の決定を受けて、外務省は、基本関係問題について具体的な検討を行った。外務省内で、条約局とアジ

ア局を中心として同問題についての打合せ会議が繰り返し行われたのである。[120] 打合せ会議を重ねる中で、「日本側としてはより軽い共同宣言の形式」を主張するという「大平構想」以来の方針を堅持することが省内の一致した意見であると認められた。[121] その上で、共同宣言の案文を条約局が作成した。[122] 条約局の案では、第三項において、「大韓民国政府の有効な支配及び管轄権が朝鮮半島の北の部分には及んでいない」と明記された。[123]

重要なことは、条約局の共同宣言案第三項が、「相互黙認」案に則って作成された点である。条約局案は、二〇日の省内打合せ会議において議題となった。この会議で、藤崎萬里条約局長は、第三項について、「『北の部分には及んでいない』というのは三角地帯[124]の問題を念頭におき、又『南の部分に限る』とするより広い意味を有すると解している」と説明した。その上で、藤崎は、「第三項の書き方は大韓民国が限定政府だということがはっきりでないようにするためでもある」と述べた。[125] 藤崎は、条約局案第三項の意図が、管轄権の地域的範囲に関する韓国側の原則的立場を害さないことである点を明らかにしたのである。

しかし、再開された第六次交渉の基本関係委員会において、条約局案を日本側が韓国側に提示する機会は訪れなかった。「対日屈辱外交反対汎国民闘争委員会」等を中心とする日韓国交正常化交渉への反対運動により韓国政情が再び混乱したため、実務者間の討議が途絶したのである。[126] 再開第六次交渉において開催された基本関係委員会は、四月二七日の第一回会合のみであった。第一回会合では、韓国側が条約方式を提起した一方で日本側が共同宣言を主張する等、合意の形式に関する議論は行われたものの、基本関係の内容についての討議は行われなかった。[127]

その後、朴政権は、軍の投入や学生の検挙等の弾圧措置を実施することで韓国政情を鎮静化させた。一方で、一九六三年一一月、暗殺されたケネディの後を継いでジョンソン副大統領が第三六代大統領に就任する。ジョンソン大統領誕生後、米国は、ホーチミン・ルートへの爆撃を実施する等、ベトナム戦争への介入を急速に拡大させた。

それゆえ、ベトナムへの介入拡大を支える基盤となる「自由陣営諸国」の協力態勢づくりが、米国にとって切迫した課題となった。国務省は、一九六四年八月にトンキン湾決議が米国議会で成立したことを契機として、日韓国交正常化交渉を支援することを初めて公式に宣言したのである。[128] 一一月には、日本において、喉頭癌により東京オリンピックを花道として退陣した池田の後を襲って、親韓派の佐藤栄作が内閣を組織した。佐藤は、首相就任後初めての記者会見で、「〈日韓交渉は――筆者注〉最後の仕上げのときだと思う」と述べて、早期の国交正常化を目指す方針であることを明らかにした。[129] 大平の後継として池田内閣下で外相に就任していた旧岸派の椎名悦三郎は、佐藤内閣発足後も同相に留任した。副総理格の国務相も、第三次池田内閣に引き続き河野一郎が務めることとなった。

日韓交渉を取り巻く政治環境が好転する中、一九六四年一一月、第七次国交正常化交渉を開始することが日韓間で決定された。[130] 日本側主席代表は杉、韓国側主席代表は金東祚・駐日韓国代表部大使が任命された。[131] 杉は一二月一四日に亡くなったため、牛場信彦外務省審議官が主席代表代理を務めた後、高杉晋一・三菱電機前会長が日本側主席代表に就任した。基本関係委員会の日本側代表は、条約局のスタッフを中心とする外務省職員で構成された。[132]

第七次交渉の基本関係委員会は一二月八日に開始された。[133] 一〇日の同委員会第二回会合で、日本側は、第六次交渉において提示できなかった条約局の共同宣言案と同内容の合意要綱案を提出した。日本側案は日本語で記述されていた。一方で、同会合において、韓国側は、韓国語と英語で各々記述された二部の要綱案を提示した。韓国側案は、合意の形式を条約とした上で、前文の第五項において、「大韓民国政府が韓国における唯一の合法政府であるという事実」を確認することを予定していた。日本側案第三項のように管轄権の地域的範囲を直截に規定する条項は、韓国側案には設定されなかった。[134]

韓国側案も、管轄権問題に関する日本側の原則的立場に配慮した上で作成されたものであった。第二回会合の席

上で、日本側は、「韓国案前文（五）は韓国の管轄権が全朝鮮に及ぶことをいわんとしているのか」と質した。この質問に対して、韓国側は、「日本側の立場も十分考慮したつもりであり、日本側も国連決議に基づき受諾しうるような方式を考慮した結果、前文（五）のように〝only lawful government〟を強調するに止め、管轄権については言及することを避けている」と答えた。[135] 韓国側は、韓国政府の唯一合法性を確認する条項を国連決議と同様の表現により設けた背景には、同政府の管轄権が南朝鮮に限定されるという日本側の立場への配慮があったことを明らかにしたのである。

基本関係問題に「相互黙認」案を適用することを日韓双方が目指す中、要綱案の表現に関する討議は進捗した。韓国側は、韓国政府の管轄権が半島北半部に及んでいないことを明記する日本側案第三項の表現について、「一層 neutral な terms でないかぎり絶対に受諾しえない」と指摘した。[136] 韓国側の指摘を受けて、外務省では、国連決議一九五（Ⅲ）を引用するという案が交渉方針として具体化した。[137] 先述の通り、同決議は、日韓双方にとって管轄権問題における法的根拠であった。それゆえ、決議一九五（Ⅲ）の引用は、「相互黙認」案による処理を可能とする方法の一つだと外務省は考えたのである。再開第六次交渉が行われていた一九六四年四月の時点で、同省内では、国連決議一九五（Ⅲ）に「領土条項」で言及するという方案が提起されていた。[138] 日本側共同宣言案第三項が韓国側に峻拒された後、この方案が、「相互黙認」案を実現するうえで有用な手段として浮上したのである。日本側は、一二月一六日の第四回会合で、基本関係に関する合意において「国連尊重の見地からも、また、諸外国の韓国承認の際の先例[139]における表現にも照らしても、これ（国連決議一九五（Ⅲ）――筆者注）をリファーしたい」と述べた。日本側の提案に対して、韓国側は、「管轄権問題を国連決議の表現を一部リファーする形で間接に処理することを研究するのが精一杯」であると答えた。[140] 韓国側は、韓国政府の管轄権の範囲を直截規定する項目に対象を限定した

ものの、国連決議の引用について考慮する姿勢を示したのである。

国連決議の引用が、基本条約に「相互黙認」案を適用する方法として浮上する中、韓国側は、日朝国交正常化に関する了解を日本から取りつけようとした。先述の通り、韓国側は、「相互黙認」案では日朝交渉が行われる余地が残ることを認めていた。その上で、「平和条約第四条に基づく請求権問題」を解決することについて合意が成立した後も、日朝交渉の実現を阻止する必要があると考えていた。それゆえ、韓国側は、「相互黙認」案により基本関係問題が処理される見通しが明瞭になる状況下で、日朝交渉が行われることを防ぐための具体的方策の検討を本格化させた。丁一権国務総理をはじめとする韓国側首脳部の中で、日朝国交正常化交渉を日本が行わないと基本条約に明記するという案が浮上したのである。[141] この案は、基本関係委員会等の公式のルートでは拒絶されることが明らかであったため、非公式のルートを通じて日本側に伝達する必要があった。そこで、非公式ルートにおける日本側の窓口として韓国側が目を付けた人物が、河野一郎であった。

第二節　「河野ライン」による秘密折衝

日韓国交正常化交渉の非公式ルートにおける日本側の窓口の役割を担うことを韓国側が河野に期待する契機となったのは、自民党副総裁・大野伴睦の死であった。大野・河野等、自民党党人派の領袖は、池田政権期に韓国側の接近工作を受けて対韓積極姿勢へと転じていた。実際に、大野は、自民党副総裁として、日韓間の外交関係を水面下で調整する役割を果たした。大平・金合意の成立に際して、大野は、同合意を裁定するよう池田に働きかけたのである。一九六二年一二月にソウルで朴正熙と会談した際には、大野は、日韓関係が「親子の関係のようなものだ」と述べた。[142] その後も自民党における韓国ロビーとして積極的に活動した大野は、第六次国交正常化交渉が途絶

していた一九六四年五月に亡くなった。韓国側は、第七次交渉を迎えるに際して、日韓間の裏交渉を担当し得る日本側の実力者を改めて確保しなければならなくなったのである。[143] 一九六四年一一月、駐日韓国代表部は、訪韓予定であった宇野宗佑衆議院議員に対して、日本を発つ前に、日韓国交正常化についての真意を河野に質すよう依頼した。[144] 宇野は、代議士となる以前に河野の秘書を務めていた若手議員である。[145] 韓国側は、河野に近い存在である宇野を介して、大野に代わり裏交渉の窓口の役割を担うことを、副総理格の国務相として佐藤内閣でも存在感を示していた河野に求めたのである。

河野は、日韓間の裏交渉の窓口となる意思を示した。宇野は河野を訪問して、河野の真意を確かめるよう駐日韓国代表部から依頼されたことを伝えた。駐日韓国代表部からの伝言を聞いた河野は、宇野に対して、「（佐藤――筆者注）総理が日韓交渉をやる気なら自分も協力する」と述べたのである。[146]

河野の肯定的な反応を受けて、韓国側は、日朝交渉を日本が行わないと基本条約に明記するという案を同氏に伝えた。宇野は、河野の意思を確認した後、訪韓して丁総理と面会した。丁との会談において、宇野は、非公式ルートの窓口を担うことを河野が決意したと述べた。その後、韓国側は、一九六四年一二月一六日と同月二八日の二度にわたり、金鐘泌の実兄である金鍾珞・韓一銀行常務を密使として日本に派遣し河野と会談させた。[147] 二回目の訪日の際、金鍾珞は、韓国側の腹案である「丁総理の案」を河野に口頭で伝えた。「丁総理の案」は、基本関係、漁業、在日韓国人の法的地位の三つの懸案に関する韓国側の立場を示したものであった。三つの懸案のうち、基本関係問題に関する案の一つが、「日本は韓国との国交が存続中は北鮮と正式の外交関係をもたない旨を明記したい」というものであった。この事項以外に関しては、基本関係問題における「丁総理の案」の立場は第七次交渉における韓国側の主張と同じであった。[148] つまり、基本関係問題に関する「丁総理の案」の眼目は、日朝交渉を日本が行わない

という条項を基本条約に設定するという主張にあったのである。

韓国側の考えを把握した河野は、佐藤の了承を得た上で外務省に対応を依頼した。一二月末までに、河野は佐藤と会談を行った[149]。この会談において、河野は、自身の裁量で韓国側との折衝を進めることについて佐藤から了解を得た[150]。その上で、後宮アジア局長に電話をして、「佐藤総理の承認をえ、椎名大臣、赤城大臣（赤城宗徳農林大臣――筆者注）とも相談したから、協力をたのむ」と述べた[151]。一月六日、「丁総理の案」の内容を後宮に宇野が伝えた[152]。外務省は、「丁総理の案」に激しく反発した。一月七日、アジア局北東アジア課は、「日韓会談における日本側の立場（案）」という文書を作成した。この文書において、同課は、日朝交渉に関する条項を基本条約に設定するという韓国側の主張が、「内政干渉に類する性質のもの」であるという評価を示したのである[153]。

重要なことは、日朝交渉を行う意思が日本政府にないと韓国側に保証すること自体は、外務省の従来の立場と矛盾していない点である。先述の通り、外務省は、日韓国交正常化後に日朝交渉を行う余地を残すという方針を堅持していた。その一方で、日朝関係よりも日韓関係を優先していた。日朝交渉に韓国が反対している状況において、同交渉を強行する意思を外務省は有していなかったのである。つまり、外務省にとって、日朝交渉は、同交渉の開始に韓国が同意した場合に限り実施し得るものであった。したがって、韓国と北朝鮮が対立している情勢下において、日朝交渉を行わないと韓国側に約束することは、同交渉の余地を残すという方針と背馳するものではなかった。南北関係が好転して日朝交渉を韓国側が容認する状況が成立すれば、同交渉を日本が行わないという日韓間の約束は事実上失効するためである。

それゆえ、外務省は、「丁総理の案」への回答において、まず、「相互黙認」案による日韓交渉の妥結という同省の従前の方針に変更がないことを示そうとした。その上で、文書ではない形で、日朝交渉を行わないと韓国側に保

障することを認めた。後宮アジア局長は、河野の名代として再度訪韓し、「丁総理の案」について丁と討議する予定であった宇野に、「日韓会談における日本側の立場」と題するペーパーを手交した。[154] このペーパーでは、管轄権問題に関する外務省の立場が以下の通りに記述されていた。

韓国政府の管轄権に関連して、国連決議一九五（Ⅲ）を尊重することは国連尊重のわが国の立場から当然である。なお、日本側としては、諸懸案についての協定で、それぞれの適用範囲が韓半島の北の部分には及んでいないことが明らかにされていれば、基本関係協定の中で韓国の有効な支配は北に及んでいないということを明示的に述べる必要は必ずしもないと考える。[155]

「日韓会談における日本側の立場」を手交した上で、後宮は、日朝国交正常化に関する外務省の見解を口頭で宇野に説明した。後宮の説明は以下の通りであった。

韓国との国交がある限り、日本が北鮮と外交関係をもてないのは当然のことであり、かかることに触れれば日韓間に北鮮の存在を認めることになるから、韓国側にとっても得策ではない。[156]

まず、「日韓会談における日本側の立場」の記述からは、基本条約で国連決議を引用するという方針を、韓国側に改めて示そうとした外務省の意思が読み取れる。国連決議の引用による妥結を実現するために、韓国政府の管轄権が半島北半部に及ばないと記した日本側合意要綱案を取り下げる用意があることも外務省は示唆した。外務省は、

基本関係問題を「相互黙認」案により処理する方針を依然として有していることを、韓国側に示そうとしたのである。

次に、後宮の口頭説明からは、日朝交渉を行う意思が日本政府にないことを外務省が韓国側に伝えようとしていたことが明らかである。その一方で、北朝鮮政府の存在を韓国側が否認していることを逆手にとって、日朝交渉に関する条項を基本条約に設定するという方案を峻拒しようとした意図も読み取れる。このように、外務省は、文書以外の形で、日朝交渉を行わないと保障することと引き換えに、「相互黙認」案を基本条約に適用することについて韓国側の同意を得ようとした。外務省は、日朝交渉の阻止に韓国政府が固執する中で、日朝関係よりも日韓関係を優先する姿勢を示しつつ、同政府の外交方針が転換した後に北朝鮮との交渉を行う余地を残そうとしたのである。

一〇日、訪韓した宇野は、外務省の回答を自身の名義で丁総理等に伝えた。[157] 日朝交渉に関しては、「分裂国家のどちらかと国交を結べば、他とはそれが結べないのが、世界の外交慣例である」と説明した。その上で、宇野は、「条約文の中に、北朝鮮政府という字句を入れただけでも、韓国は、国際的にその存在を認めたことになるのではないか」と指摘した。[158]

河野の名代である宇野から、日朝交渉を行う意思が日本側にないことを保証された韓国側は、基本条約において国連決議を引用することを認めた。韓国側は、「韓国政府の管轄権については、北に及ばぬと明示的に云う必要はなく、国連決議の線で処理するとの（日本側の――筆者注）考へ」に満足したことを宇野に伝えたのである。[159] つまり、日朝交渉を日本側が考慮していないことを確認した韓国側は、同交渉が行われる余地が残ることとなる「相互黙認」案の基本条約への適用に同意したのである。日朝国交正常化に関する条項を基本条約に設けるという「丁総理の案」の立場に固執する姿勢を、丁総理をはじめとする韓国側が宇野に示すことはなかった。ここに至り、日朝

交渉の阻止に固執する韓国との間で、「相互黙認」案により国交正常化を日本が実現しようとする際に不可避的に生じる了解が黙示的ながらも誕生したのである。「河野ライン」という非公式ルートを通じて誕生した了解は、日朝交渉を行わないと日本が韓国に保証することを旨とした。

この了解の存在は、先行研究では指摘されていない。「河野ライン」について記述された外務省文書の開示は、日本側文書の公開開始から約一〇年を経た二〇一五年に実現した。[160] そのため、「河野ライン」に関する文書は、日韓国交正常化交渉史研究において、本格的な検討の対象となるに至っていないのである。実際に、日本政府の政策決定過程を分析した先述の金恩貞の著書においても、「河野ライン」について記された文書は使用されていない。それゆえ、「河野ライン」を通じて成立した了解についても、金の研究では言及されていないのである。

日朝交渉に関する了解が実現した後、管轄権問題に関する日韓間の折衝は公式のルートにおいて急速に進展した。実際に、一月二二日に開かれた基本関係委員会第六回会合において、日本側は、「共同宣言とするか基本条約とするかは内容如何によるが、前者に固執しない」と述べた。[161] 同月二六日の第七回会合では、基本関係に関する合意草案を日韓双方が提出した。韓国側案は、〝It is confirmed that〟という文言が唯一合法性条項の冒頭に加えられていたものの、第二回会合で提出された要綱案とほとんど同じ内容であった。一方で、日本側案には、第二回会合の要綱案から大きく修正された点があった。韓国政府の管轄権が半島北半部に及ばないと定めた条項が削除されたのである。[162] 妥協的な日本側の姿勢を確認した韓国側は、第八回会合において、「『唯一の合法政府』を国連決議一九五（Ⅲ）で修飾することには譲歩できる」と明言した。[163] 基本関係委員会以外のルートでは、金東祚駐日大使が、「国連が韓国について云ってる通りの表現にしてくれれば問題はない」旨を外務省に伝えた。[164] 韓国側の反応を踏まえて、日本側は、二月一〇日の第一一回会合において英文の修正案を提示した。この案の第五項では、国連決議一九五

（Ⅲ）を引用した上で、韓国政府が〝a lawful Government in Korea〟であると規定された。[165] その後も、基本関係委員会と主席代表間の会談を通じて、日韓間では、唯一合法性条項における国連決議一九五（Ⅲ）の引用方法について討議が続けられた。[166]

公式のルートにおける日韓間の折衝が進展する中でも、米国は、北朝鮮をめぐる問題に対する不介入の姿勢を堅持し続けた。一九六四年一二月二一日、金駐日大使は、ライシャワー駐日米国大使と会談した。この会談において、金は、一九六五年一月に予定されていた佐藤・ジョンソン会談の席上で、以下の二つの事項に関する米国政府の批判的な立場を日本政府に示すよう依頼した。

第一の事項は、日韓交渉の焦点となっている管轄権問題である。金は、ライシャワーに対して、日本側が、韓国政府の管轄権を南朝鮮に限定しようとしているとアピールした。「河野ライン」において、国連決議の引用に関する合意が成立した後も、金は、日本に対する米国の影響力を利用して、できる限り自国に有利な立場を確保しようとしたのである。

第二の事項は、日朝間における人的・経済的関係の拡大である。[167] 一九六〇年頃を境として、一人当たりＧＤＰの金額で北朝鮮が韓国を上回るという状況下において、非政治的分野における北朝鮮との交流を日本は漸次進展させたのである。[168] 在日朝鮮人を乗せた帰国船が日本を発った翌日である一九五九年一二月一五日には、それまで禁止されていた北朝鮮への直接輸出を日本政府は認めた。日本政府は、朝鮮への輸出のうち政府の事前承認を要しない物資について朝鮮以外の地と決済すれば、直接朝鮮に輸送しても差し支えないという措置をとったのである。[169] 一九六一年四月には、北朝鮮からの直接の輸入も日本政府は事実上認めた。一九六二年一一月には、北朝鮮との決済は全て標準決済として認められるとともに、北朝鮮との強制バーター制も撤廃された。日本政府による法規制が緩和さ

れたことに伴い、一九六三年と一九六四年の二回に渡り日本実業界代表団が訪朝して、北朝鮮との商社間の取引を開始した。商社間取引の開始により、一九六四年と一九六五年の各年は、輸出額・輸入額ともに一九六三年の二倍を上回った。[170] 日朝貿易が拡大する中、一九六四年六月三日の衆議院外務委員会において、大平外相は、北朝鮮との間で、経済交流だけでなく人的交流も認めるべきであるという見解を示した。[171] 貿易関係者の入国は池田の裁可を得られず実現しなかったものの、[172] 一〇月には北朝鮮オリンピック選手団が帰国船に乗って新潟に入港し、内陸を横断して東京に入った。[173]

しかし、一九六五年一月に実現した佐藤との会談において、ジョンソンは、日韓交渉における管轄権問題や日朝関係に関する言及を避けた。一二日の会談では、佐藤が、日韓国交正常化交渉の妥結が近く実現するという見通しを示した。その上で、佐藤は、韓国の国内政治情勢が、日韓交渉の早期妥結にとって唯一の障害であると指摘した。このような佐藤の発言に対して、ジョンソンは、同感である旨を述べただけで、具体的な立場の表明を回避したのである。[174]

一方で、韓国は、北朝鮮政府が存在していることを日韓首脳間の討議の席上で事実上認めた。一九六五年二月六日、訪日した丁総理と佐藤が会談を行った。この会談において、丁は、「韓国のいまの状態では、いわゆる北朝鮮との平和統一の可能性はない」と述べたのである。その上で、「われわれはまず国内の経済建設など国造り政策を精力的に進めていくことがもっとも重大だと考える」と指摘した。[175] 丁は、「先建設、後統一」の論理に基づいて朴政権が国政を行っていることを明らかにしたのである。「河野ライン」を通じた秘密折衝により、韓国の同意なしに日朝交渉が行われる可能性がなくなったため、韓国側は、南北の分断が固定化している朝鮮半島の現状を追認した。

こうした中、管轄権問題に関する折衝が妥結に至る。一九六五年二月一七日から同月二〇日まで、椎名外相が、後宮アジア局長等を伴って訪韓した。一八日、椎名は、李東元外務部長官と会談を行った。この会談において、韓国側は、「基本関係条約については、韓国側は大体において満足している。あとは表現の問題であり、これは六者会談（日韓双方三名ずつの事務官による会談――筆者注）で解決しうるのではないか」と述べた。[176] 実際に、六者会談では、唯一合法性条項の表現に関する討議が進捗した。日韓双方が、国連決議一九五（Ⅲ）の引用方法に関する具体案を提示したのである。韓国側が提出した案は、〝……as recognized by……〟と〝……as stipulated by……〟であった。一方で、日本側は、〝……as meant in……〟と〝……defined by……〟、〝……as specified by……〟の三つの案を示した。韓国側は、国連決議一九五（Ⅲ）において韓国政府の唯一合法性が認められたことを強調しようとした一方で、日本側は、同決議に、管轄権の地域的範囲を南朝鮮に限定する表現が存在することを示唆すべきだと考えたのである。[177] 六者会談の後、これらの具体案について、日韓双方が如何なる討議を行ったのかという点は史料上明らかでない。吉澤文寿に拠れば、一九日の夜に、椎名外相と李東元外務部長官が清雲閣という料亭で開いた会合において、〝……as specified……〟という文案を韓国側が受け入れた可能性が高い。[178]

結局、「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」（以下、日韓基本条約）の案は、二月二〇日、ソウルにおいて、後宮アジア局長と延河魯・韓国外務部亜州局長の間において両国外相立合の下で仮調印された。[179] 成案の第三項では、韓国政府が朝鮮半島における唯一の合法政府であることが以下のように規定された。

Article III It is confirmed that the Government of the Republic of Korea is the only lawful Government in Korea as specified in the Resolution 195 (III) of the United Nations General Assembly.[180]［大韓民国政府は、国際

連合総会決議第一九五号（Ⅲ）に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される[181]」.

このように、日韓基本条約の成案では、唯一合法性条項において国連決議一九五（Ⅲ）が引用された。「相互黙認」案が同条約に適用されることとなったのである。韓国側は、基本条約のイニシャルの直前に、「〝only lawful government〟の字句も国連の決議を引用してしまえば（管轄権の規定として――筆者注）本当は意味がない」ことを認めた[182]。

基本条約の仮調印が実現した後、大平・金合意に基づく取極を締結するために、日韓は請求権交渉を再び本格化させた。三月二〇日の事務レベル会合では、現状における一致点と不一致点を明確にすることを目的として、「請求権問題に関する日韓双方の立場」という題名のペーパーを日本側が提出した。一方で、二二日の会合において、韓国側は、「請求権問題に関する韓国側の立場」という文書を日本側に提示した。双方のペーパーでは、日本による対韓経済協力の供与に伴い解決される請求権問題は、平和条約第四条に基づくことが明記されていた[183]。日韓は、請求権の地域的範囲をめぐる問題も「相互黙認」案により処理するという方針が一致していることを確認したのである[184]。

こうした中、日本政府内部では、韓国の請求権の対象地域が南朝鮮に限定されることを明確にすべきであるという意見が噴出した。四月六日に、大蔵省が、「日韓請求権及び経済協力に関する問題処理の今後の取り進め方について」と題する文書を外務省に提出したのである。この文書において、大蔵省は、今後、請求権問題で処理を要する事項の一つとして、以下の課題を提示した。

請求権問題処理の前提となる基本的諸問題（韓国の管轄区域、朝鮮総督府の地位と韓国の関係等）について両国間に明確な調整を図ること。（個別的権利義務関係を処理するためには不可欠の前提であるが、これは本来基本関係協定において明らかとするべき事項である。[185]）

この記述からは、基本条約への「相互黙認」案の適用に大蔵省が不満の念を抱いていたことが読み取れる。同条約において韓国政府の管轄権の範囲を明示することが回避された以上、請求権取極において対日請求権の対象地域を示す必要があると大蔵省は考えたのである。実際に、四月二〇日の請求権および経済協力委員会第一回会合において、佐竹浩理財局長は、「基本条約ではふわっと規定した北鮮の問題もここではもっときちっと規定する必要が起きてくる」と述べた。[186] 大蔵省は、半島北半部に関する請求権について韓国が日本に補償を要求する余地をなくすべきだと考えたのである。大蔵省と同様の見解は、郵政省も外務省に伝えた。[187]

しかし、外務省は、「相互黙認」案を堅持した。請求権交渉が本格的に再開される中、外務省条約局は、平和条約第四条（a）と、大平・金合意に基づいて締結されるべき日韓請求権取極との関係について検討した。条約局が着目したのは、平和条約第四条（a）において、日韓間の特別取極は、日韓の財産及び請求権そのものを処理の対象とすることが予定されている点である。つまり、大平・金合意に基づく協定が、第四条（a）の特別取極であると認めた場合、日本による対韓経済協力と韓国の対日請求権との関連性について国会で追及を受ける可能性があったのである。[188]

この点に関する条約局の懸念は、三月一一日から東京で開始されていた日韓外相会談で椎名外相が提出した合意事項の日本側試案に反映された。日本側試案の第五項目では、日韓間の請求権問題が、「桑港平和条約第四条に規

定するものを含めて完全かつ最終的に解決されることになる」と規定されていたのである。[189]「桑港平和条約第四条に規定するものを」の後に「含めて」という語を挿入することにより、外務省は、日韓請求権取極が、平和条約第四条（a）で予定されている特別取極ではないことを示そうとした。日本側試案の第五項は韓国側に受け入れられた。一九六五年四月三日に仮調印された合意事項において、平和条約第四条に規定されたものを「含めて」日韓請求権問題が解決されると定められたのである。[190]

合意事項のイニシャルが実現した後、条約局は、内閣法制局等と討議を行いつつ、日韓請求権取極の日本側案文を作成した。案文の作成に際して、条約局は、連合国の領域に残された日本財産の処理について規定した平和条約第一四条二（I）に着目した。[191]第一四条二（I）では、連合国の「管轄の下にある」財産が同項の対象であると定められていた。[192]この「管轄の下にある」という曖昧な表現を、日本側案文に条約局は盛り込んだ。条約局は、請求権取極の対象が、日韓両政府の「管轄の下にある」ものだと規定することにより、同取極の地域的範囲について明示することを回避しようとしたのである。実際に、五月四日の省庁間会議で、「それぞれ他方の締約国の管轄の下にあるすべての請求権」を放棄すると第二条で規定した協定案について、松永信雄条約局条約課長は説明を行った。この説明の中で、松永は、「管轄の下にある請求権というものは概念がはっきりしない」と認めた。[193]「相互黙認」案を堅持する条約局は、解決される請求権問題が「平和条約第四条に基づく」と規定する代わりに、「管轄の下にある」ものが取極の対象となることを示そうとしたのである。

日本側は、五月三一日に開催された請求権および経済協力委員会第七回会合において、条約局作成の協定案を韓国側に提示した。第二条の「管轄の下にある」という文言については、松永条約課長が、「韓国の立場を考慮して、半島の北の部分には韓国の支配が及んでいないといった表現を避けたもの」であると説明した。[194]六月三日の請求権

分科会第二回会合では、韓国側が、「管轄の下にある」という表現は、「（日韓両政府の――筆者注）措置の対象の範囲を限定し、かつ南北鮮の区別をつける」ことを目的としているのかと日本側を質した。韓国側の質問に対して、日本側は、以下の通り答えた。

日本側としては（日韓両政府の措置の――筆者注）範囲の限定が主目的であり、南北鮮の区別は法律的に、桑港条約第一四条の表現に照らしても適用範囲を示さぬ「管轄の下にある」の表現ではつけにくい事情があるが、一応この表現で適用範囲を読むこととしたい。(195)

この答弁からは、「管轄の下にある」という文言を条文に挿入することにより、「相互黙認」案に基づく請求権交渉の妥結を実現したいという日本側の意思を読み取ることができる。大蔵省や郵政省の異見にも関わらず、請求権および経済協力委員会において日本側が示した見解には、外務省が堅持する「相互黙認」案が反映されていたのである。

日本側協定案が韓国側に提示された後、韓国政府の内部では、「管轄の下にある」という表現を絶対に受諾すべきではないという意見が登場した。この意見は、日韓請求権取極の対象地域は全朝鮮であるという韓国側の従来の主張を交渉の妥結まで貫徹すべきであるという立場に基づいていた。(196) 六月一〇日に駐日韓国代表部が外務省に送付した韓国側第二条案には、「管轄の下にある」という文言は盛り込まれていなかった。(197)

しかし、韓国側は、請求権交渉の最終盤において、「管轄の下にある」という表現を受け入れた。六月一七日、ヒルトンホテルで行われた実務者間の協議で第二条の修正案を韓国側は日本側に提示した。この修正案では、「他

方の締約国の管轄の下にある」財産、権利及び利益について日韓が夫々処理を行うと規定されていた。[198] 韓国政府は、内部に反対意見を抱えながらも、「日韓基本条約の精神」に従うことを選択したのである。[199]

六月二二日、日韓基本条約とともに、附属協定である「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」（以下、日韓請求権協定）が、両国の外相・主席代表の間で調印された。同協定の第二条第三項では、日韓の請求権の消滅について以下の通りに定められた。

二の規定（第二条の例外事項を列記した同条第二項の規定――筆者注）に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。[200]

このように、日韓請求権協定第二条には、「管轄の下にある」という文言が盛り込まれた。請求権問題も、基本関係問題と同様に「相互黙認」案により処理することが日韓間で改めて確認されたのである。

その後、日韓基本条約とその附属協定の批准をめぐる審議が日韓両国の国会で開始された。七月三一日、韓国国会では、日韓条約の批准について討議を行うことを目的として、「韓日間条約と諸協定批准動議案審査特別委員会」が設置された。[201] 一方で、日本では、一〇月五日に、同条約の承認を主な議題とする第五〇回臨時国会が召集された。[202]

批准国会において、韓国政府は、基本条約により、北朝鮮との間で日本が政府間関係を構築する可能性が消滅し

たと説明した。実際に、「韓日間条約と諸協定批准同意案審査特別委員会」で、李東元外務部長官は、基本条約第三条について答弁を行った。この答弁において、李は、第三条で、朝鮮半島における韓国政府の唯一合法性が認められたことを指摘した。その上で、同条項により、「将来日本国が北傀（北朝鮮を示す語――筆者注）と正常な外交関係または領事関係を結ぶことができる可能性を封鎖」したという認識を示したのである。[203] 李の答弁に対して、野党は、第三条において引用された国連決議195（Ⅲ）が、三八度線以北まで韓国政府の支配が及ぶことを明示していないという点を指摘して反駁したものの、政府・与党により批准は強行された。[204] 八月一一日、「韓日間条約と諸協定批准同意案審査特別委員会」において与党議員の賛成多数により批准動議案が可決された。同月一四日には、与党単独で開かれた本会議において、出席議員一二一人のうち、賛成一二〇、棄権一で批准書が可決された。[205] 請求権問題については、一九六六年八月八日の外務委員会で、李埈鎬法務部次官が、現在韓国政府の支配下にない半島北半部の請求権を「法として深刻に考える必要がない」と述べた。[206]

一方で、日本政府は、日朝国交正常化交渉を行う余地が残されたという立場から批准国会で答弁を行った。参議院本会議において、椎名外相は、国連決議一九五（Ⅲ）で認められた韓国政府の管轄権の地域的範囲が、国連臨時朝鮮委員会により視察された三八度線以南であるという解釈を披瀝した。この解釈に基づいて、基本条約第三条においても、韓国政府の管轄権が及ぶ範囲は南朝鮮に限定されたと椎名は主張した。[207] その上で、佐藤首相が、「北鮮との関係は、今回の条約では全然触れておらない、いわゆる白紙の状態だ」と述べた。[208] 日本政府は、半島北半部の請求権の処理等を議題として北朝鮮との国交交渉を行う余地が残されたことを示唆したのである。[209]

批准国会での審議において、社会党は、日朝交渉に関する日韓両政府の主張が異なることを批判した。衆議院では、一〇月二六日から、「日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会」（以下、衆議院特別委員

会）が開会された[210]。衆議院特別委員会で、横路節雄・社会党国対委員長は、李東元の発言を引用して、韓国側が、基本条約第三条により、日朝交渉の可能性を封鎖したと主張していることを指摘した。その上で、横路は、将来如何なる外交関係も北朝鮮との間で構築し得ないことを第三条で承認したか否かという点を政府側に質した。横路の質問に対して、椎名外相は、「この条約（日韓基本条約――筆者注）の締結によって北との関係が断たれたという解釈をとるべきではない」と答えた。この発言を受けて、横路は、「李東元外務部長官の答弁は間違いですね」と述べて、日朝交渉に関する韓国側の解釈が誤りであるという立場を表明することを椎名に求めた[211]。

しかし、政府・自民党は、日朝交渉に関する日韓の解釈の相違について議論が本格化することを回避しつつ、条約の批准を強行した。横路の追及に対して、椎名は、「私は第三条のわれわれの解釈を申し上げております」と述べただけで、韓国側の解釈について見解を示すことを控えたのである[212]。日朝交渉に関する韓国側の主張について具体的な立場の表明を政府が回避する中、日韓条約関係の案件は、一一月六日に、自民党による強行採決で衆議院特別委員会を通過した[213]。一二日には、社会党が議事引き延ばしを図る中、自民党親韓派の船田中議長による発議という異例の形式で、日韓条約案件が衆議院本会議において可決された[214]。参議院本会議では、社会党等の左派系野党が欠席する中で、投票者全員の賛成により日韓条約案件が一二月一一日に承認された[215]。日本政府・自民党は、条約が批准される過程においても「相互黙認」案を堅持したのである。

批准書の交換式は、一二月一八日にソウルで行われた[216]。ここに至り、日韓基本条約は、附属協定とともに発効した。日朝交渉に関する韓国の外交方針が転換した後に、同交渉を日本が行う余地が残されたのである。

おわりに

本稿では、管轄権問題に焦点を当てて、一九六〇年代の日韓国交正常化交渉のプロセスを分析した。この分析を通じて、「相互黙認」案により日韓の国交正常化が実現したことに伴い、韓国の外交方針が転換した後に日朝交渉を日本が行う余地が残されたことを明らかにした。

「先建設・後統一」の国政運営を目指す張勉・朴正熙政権と池田政権との間で行われた第五次・第六次国交正常化交渉では、対日請求権の地域的範囲をめぐり両国は激しく対立した。短時日に実現することは諦めたものの、依然として統一を政治的目標であると定めていた韓国側は、自らの請求権の対象地域が全朝鮮に及ぶと主張した。一方で、日韓国交正常化後に日朝交渉を行う余地を残すことを目指していた日本側は、韓国の請求権の対象が南朝鮮に限定されるという立場を示した。このような日韓間の懸隔は、小坂外相と崔外務部長官の政治折衝において、国連総会決議一九五（Ⅲ）の解釈をめぐる対立へと発展した。

管轄権問題に関する両国の懸隔が露呈する中、同問題における原則的立場を相互に黙認するという案が浮上した。共同宣言方式と経済協力方式により国交正常化を速やかに実現することを外務省が企図したのである。外務省の方案は大平外相に承認されて、日本のマスメディアにより「大平構想」と称された。「大平構想」は、日韓国交正常化後に日朝交渉を行う余地を残すという同省の方針を体現するものであった。

韓国側は、「大平構想」に、外務省の対北朝鮮外交方針が反映されていることを看取して激しく反発した。結局、池田は、「大平構想」への裁断を留保して、経済協力方式のみを裁可した。日本側は、請求権交渉で「相互黙認」案について合意を成した後、基本関係を処理するという管轄権問題の段階的な解決を目指すこととなったのである。

こうした中、日韓国交正常化後に日朝交渉が行われることを懸念する韓国側は、米国の協力を引き出すことで局面を打開しようとした。しかし、米国は、管轄権問題に介入しないという姿勢を明らかにした。米国の協力が得られない中、外国資本の導入を急ぐ韓国側は、両国の原則的立場の「相互黙認」を経済協力方式により実現するという日本側案を受け入れた。日韓間で、日本による対韓経済援助の供与に伴い、「平和条約第四条に基づく請求権問題」を解決することについて合意が成立したのである。ここに至り、韓国政府の管轄権の地域的範囲をめぐる対立を「相互黙認」案で止揚することが両国間の暗黙の了解となった。

しかし、韓国側は、依然として、日韓国交正常化後に日朝交渉が行われることを防ぐ必要があると考えていた。それゆえ、基本条約に「相互黙認」案を適用する方法として国連決議一九五（Ⅲ）の引用が日韓間で検討される中、韓国側は、「河野ライン」を通じた裏交渉を展開した。裏交渉で、韓国側は、日朝交渉を日本が行わないという条項を基本条約に設定することを提案した。

外務省は、基本条約に明記することを峻拒しつつ、文書ではない形で、日朝交渉を行わないと韓国側に保証することを認めた。外務省は、日朝交渉を考慮しないと言明することと引き換えに、基本条約で国連決議を引用することについて韓国側の同意を得ようとしたのである。つまり、外務省は、日朝交渉の阻止に韓国政府が固執する中で、日朝関係よりも日韓関係を優先する姿勢を示しつつ、同政府の外交方針が転換した後に北朝鮮との交渉を行う余地を残そうとした。

外務省の回答は、「河野ライン」を通じて韓国側に伝えられた。日朝交渉を行う意思が日本側にないことを保証された韓国側は、基本条約において国連決議を引用することを認めた。ここに至り、日朝交渉の阻止を目指す韓国との間で、「相互黙認」案による国交正常化を日本が実現しようとする際に不可避的に生じる了解が黙示的ながら

も誕生したのである。

日朝交渉を行わないと日本が韓国に保障することを旨とする了解が成立した後、管轄権問題に関する日韓間の折衝は公式のルートで急速に進展した。一九六五年二月二〇日には、唯一合法性条項において国連決議を引用した日韓基本条約案が仮調印された。「相互黙認」案は基本条約に適用されることとなったのである。基本関係問題と同様に請求権問題も、「相互黙認」案により処理することが日韓間で改めて確認された。その後、日本政府・自民党は、国会で、日朝交渉に関する日韓の見解の相違について議論が本格化することを回避しつつ、批准を強行した。批准書の交換式は一二月一八日にソウルで実現した。こうして、日韓基本条約は、附属協定とともに発効した。日朝交渉に関する韓国の外交方針が転換した後に、同交渉を日本が行う余地が残されたのである。

日朝交渉に関する韓国政府の外交方針の転換は、冷戦の終結直前に実現した。先述の通り、日朝交渉に関する了解が黙示的ながらも成立した後の一九六五年二月に行われた日韓首脳間の討議の席上において、韓国政府は、北朝鮮政府が存在していることを事実上認めた。一九七三年六月には、朴正熙大統領が、国連への南北同時加盟に反対しないこと等を旨とする「平和統一外交政策に関する特別声明」を発表して、北朝鮮政府の存在を公式に是認した。[217] その後、韓国の経済成長により、一九七〇年代初頭までは北朝鮮が優勢であった南北のパワー・バランスが逆転する。木宮正史に拠ると、一九八八年には、韓国のＧＤＰは北朝鮮の約六倍となったのである。[218] このような経済的優位性を背景として、盧泰愚・韓国大統領は、ゴルバチョフがソ連書記長に就任した後東西間の対立構造が溶解する中、「民族自尊と統一繁栄のための大統領特別宣言」を一九八八年七月に発表した。この宣言において、韓国政府は、南北対決外交を終結し、日米と北朝鮮との関係改善に協力するという方針を明示したのである。[219]

韓国の外交方針が転換したことを受けて、日本政府は、北朝鮮との間で国交正常化交渉を開始した。一九九〇年

九月、自民党・社会党・朝鮮労働党の三党共同宣言が調印された。一九九一年一月には、日本政府は、中平立・前マレーシア大使を団長とする代表団を平壌に派遣して北朝鮮との間で国交交渉を開始した。[220] こうした中、参議院外務委員会において、社会党の田英夫議員が、日韓基本条約第三条と日朝交渉の関係性を政府側に質した。田の質問に対して、柳井俊二外務省条約局長は、「（基本条約第三条では――筆者注）国連総会決議に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府という認識を言っているわけでございます。結論的には、北半分につきましては白紙であるという立場をとっているということでございます」と答えた。[221] 日本政府は、日朝交渉を行う余地が日韓基本条約において残されたという見解を改めて披瀝したのである。

以上の検討を踏まえると、日朝国交正常化交渉の開始は、「相互黙認」案に反映された日本の対北朝鮮外交方針が実現したことを示していると考えられる。南北分断の固定化以後、日本は、日韓関係を優先するという原則の下で、将来的な日朝交渉の開始を展望していた。それゆえ、「相互黙認」案に基づく日韓国交正常化を実現することにより、日本は、日朝国交正常化交渉に関する韓国の外交方針が転換した後に同交渉を行う余地を残した。実際に、「民族自尊と統一繁栄のための大統領特別宣言」が発表されると、日本は、北朝鮮との国交交渉を開始した。日本にとって、日韓交渉と日朝交渉は、「相互黙認」案を媒介として連続する歴史的事象だったのである。

(118) 北東アジア課「日韓予備交渉第二〇回会合記録」一九六二年一二月二一日、外務省文書、文書番号六五一。韓国側試案の表現は、日華平和条約における適用範囲規定を念頭に措いたものであると考えられる。日華平和条約では、交換公文において、「この条約の条項が、中華民国に関しては、中華民国政府の支配下にあり、又は今後入るすべての領域に適用がある」と定められた。その一方で、「同意された議事録」では、日華両側の代表の問答が以下の通りに記された。

中華民国代表「私は、本日交換された書簡の『又は今後入る』という表現は、『及び今後入る』という意味にとることができると了解する。その通りであるか」

日本国代表「然り、その通りである。私は、この条約が中華民国政府の支配下にあるすべての領域に適用があることを確言する」

このような日華平和条約の適用範囲規定について、浅田正彦が重要な指摘を行っている。浅田は、交換公文の「又は」という文言が、国府の支配下にある地域と、今後同政府の支配下に入る地域の二者択一を意味しない「and / or」に相当すると解釈したのである（浅田正彦（二〇一五）『日中戦後賠償と国際法』東信堂、六六～七八頁）。つまり、浅田の解釈に拠れば、日華平和条約では、国府が大陸部を回復した場合に、大陸と台湾を含む全中国に同条約が適用される余地が残されたのである。国府の中国統一により日華平和条約が全中国に適用されるということは、日本が、中華民国政府を中国の正統政府であると認めたことを意味する。日華平和条約の適用範囲規定と類似の表現を用いた韓国側試案の意図も、大韓民国政府が朝鮮の正統政府であると日本側に認めさせることであったと推察される。

しかし、日本側は、韓国政府の領土を日華平和条約方式により規定することに批判的であった。外務省条約局は、日韓取極では、日華平和条約の場合と異なり、大韓民国政府を朝鮮の正統政府であると認めるわけではないと考えていたのである（条約局法規課「日韓協定案文の若干の問題点（討議用資料）」一九六三年一月九日、外務省文書、文書番号一八八三）。

(119) 北東アジア課「大平大臣・金鐘泌党議長会見に関する件」外務省文書、一九六四年三月二三日、文書番号一八三一。

(120) 北東アジア課「基本関係問題（日韓会談）」一九六四年四月一一日、外務省文書、文書番号一八四七。条約局法規課「日韓基本関係問題の処理方針（案）」一九六四年四月一四日、外務省文書、文書番号一八四七。北東アジア課「日韓会談基本関係問題」一九六四年四月一五日、外務省文書、文書番号一八四七。北東アジア課「日韓会談基本関係問題」一九六四年四月二〇日、文書番号一八四七。

(121) 前掲「日韓会談基本関係問題」一九六四年四月一五日、外務省文書。

(122) 前掲「日韓会談基本関係問題」一九六四年四月二〇日、外務省文書。

(123) 「日本国と大韓民国との共同宣言（案）」一九六四年四月一八日、外務省文書、文書番号一八四八。

(124) 三角地帯とは、朝鮮戦争の休戦ラインと三八度線に囲まれた三角形の二つの地域を意味する。西の三角地帯は、朝鮮戦争勃発以前、韓国の管轄下にあったものの、休戦後は北朝鮮が支配している地域である。一方で、東の三角地帯は、朝鮮戦争勃発以前、北朝鮮の管轄下にあったものの、休戦後は韓国が支配している地域である。つまり、韓国・北朝鮮が成立した時の事実上の国境線であった三八度線と、朝鮮戦争以後境界線となっている休戦ラインには差異が存在するのである。そのため、外務省条約局は、「北の部分」という抽象的な文言を用いて、一九六四年当時北朝鮮の支配下にある地域を表現しようとしたと考えられる。

(125) 前掲「日韓会談基本関係問題」一九六四年四月二〇日、外務省文書。

(126) 吉澤前掲『戦後日韓関係――国交正常化交渉をめぐって』二五三～二六一頁。

(127) 北東アジア課「再開第六次日韓全面会談における基本関係委員会第一回会合」一九六四年四月二七日、外務省文書、文書番号四四八。

(128) 李鍾元前掲「韓日国交正常化の成立とアメリカ――一九六〇～六五年」二八九～二九四頁。

(129) 『毎日新聞』一九六四年一一月一〇日　夕刊一面「佐藤内閣誕生――佐藤首相、初の記者会見で所信を語る」。

(130) 椎名大臣発在米武内大使宛電報（第二〇七〇号）「日韓会談再開問題等に関する対韓折衝（通報）」一九六四年一一月二六日、外務省文書、文書番号一六八八。

(131) 前掲「日韓国交正常化交渉の記録　第三編　交渉史資料一　日韓会談における日本政府代表の任免および日韓代表団の構成（未定稿）」外務省文書。

(132) 同前。

(133) 北東アジア課「第七次日韓全面会談基本関係委員会第一回会合」一九六四年一二月八日、外務省文書、文書番号一三四五。

(134) 동북아주과［東北アジア課］「七차 한일회담 기본관계 위원회 二차 회의록［第七次韓日会談基本関係委員会第二回会議録］」一九六四年一二月一〇日、韓国外交文書、『제七차 한일회담［第七次韓日会談］、기본관계위원회 회의록 및 훈령［基本関係委員会会議録及び訓令］、一九六四．一二六五．二』、登録番号一四五五。

(135) 北東アジア課「第七次日韓全面会談基本関係委員会第二回会合」一九六四年一二月一〇日、外務省文書、文書番号一三四五。
(136) 同前。
(137) 北東アジア課「基本関係に関する韓国側立場要綱（案）」一九六四年一二月一〇日、外務省文書、文書番号一八五一。
(138) 前掲「日韓基本関係問題の処理方針（案）」外務省文書。
(139) 国連決議一九五（Ⅲ）を引用するという方式には米英等諸外国の先例が存在した。例えば、米国は、一九四九年一月九日付けの以下の政府声明により韓国承認の意思を示した。

In the light of this action by the General Assembly, and taking into account the facts set forth in the statement issued by this Government on August 12, 1948, concerning the new Korean Government, the United States Government has decided to extend full recognition to the Government of the Republic of Korea.［国際連合によるこの活動に照らして、また、一九四八年八月一二日付の米国政府声明において言及された諸事実を勘案した結果、米国は、大韓民国政府を全面的に承認することを決定した――拙訳］（「第三国による朝鮮の承認振りに関する件（昭和三五．三．一〇北東アジア課作成調書）の付属資料」一九六〇年三月二三日、外務省文書、文書番号一八八〇）

冒頭の「国際連合によるこの活動」は、右記の文の前段落において全文が引用されている国連決議一九五（Ⅲ）第二項の内容等を意味する。米国は、決議一九五（Ⅲ）を参照することにより、韓国政府の管轄権の地域的範囲に関する立場の表明を回避したのである。フランスやオーストラリアも、米国と同様に、国家承認に際して、韓国政府の管轄権の対象地域に直截に言及することを避けた。

一方で、一九四九年一月一八日付けの韓国外相宛の書簡で、英国政府は、国連決議一九五（Ⅲ）を引用して、「国連臨時委員会の監察の下に自由選挙が行われたところの朝鮮半島の部分をその領域とするところの独立主権国家」として韓国を承認すると通告した。英国は、国家承認に最して、韓国政府の管轄権の地域的範囲が南朝鮮に限定されるという認識を明示したのである。カナダやニュージーランドも。英国と同様に、国家承認に際して、韓国政府の管轄権の対象

地域が南朝鮮に限られるという立場を示した（前掲「第三国による朝鮮の承認振りに関する件（昭和三五．三．一〇北東アジア課作成調書）の付属資料」外務省文書）。

(140) 北東アジア課「第七次日韓全面会談基本関係委員会第四回会合」一九六四年一二月一六日、外務省文書、文書番号一三四五。

(141) 北東アジア課「日韓非公式折衝に関する件」一九六五年一月二六日、外務省文書、文書番号二一四三。北東アジア課「日韓非公式折衝に関する件（河野ラインのコンタクトについて）」一九六五年一月六日、外務省文書、文書番号二一三六。

(142) ロー・ダニエル（二〇〇八）『竹島密約』草思社、八三～一一三頁。

(143) 同前、一四〇～一五二頁。

(144) 前掲「日韓非公式折衝に関する件」外務省文書。

(145) 鳥海靖・李武嘉也編（二〇二二）『歴代内閣・首相事典』吉川弘文館、六六四頁。

(146) 前掲「日韓非公式折衝に関する件」外務省文書。

(147) 同前。前掲「日韓非公式折衝に関する件（河野ラインのコンタクトについて）」一九六五年一月六日、外務省文書。

(148) 河野と同様に金鍾珞から「丁総理の案」の内容を伝えられた宇野に拠ると、基本関係問題に関する同案の概要は以下の五項目に整理される。

一．形式は、共同宣言ではなく、条約としたい。

二．日韓保護及び併合条約の無効を宣言したい。

三．日本は韓国との国交が存続中は北鮮と正式の外交関係をもたない旨を明記したい。

四．管轄権問題については、一九四八年の国連決議を尊重すると述べることにとどめてほしい。

五．平和ライン、竹島の帰属、領土条項（38°線の問題）には何ら触れないでほしい（前掲「日韓非公式折衝に関する件（河野ラインのコンタクトについて）」一九六五年一月六日、外務省文書）。

(149) 前掲「日韓非公式折衝に関する件」外務省文書。

(150) 大蔵省外債課「金提案についての河野国務相に対する説明の模様について」一九六五年一月一六日、財務省所蔵文書、文書番号二一一一。

(151) 前掲「日韓非公式折衝に関する件」外務省文書。
(152) 前掲「日韓非公式折衝に関する件（河野ラインのコンタクトについて）」外務省文書、一九六五年一月六日。
(153) 北東アジア課「日韓会談における日本側の立場（案）」一九六五年一月七日、外務省文書、文書番号二一四六。
(154) 宇野は、「丁総理の案」の内容を後宮に伝えた際、訪韓して一〇日に丁総理と会談する予定であることを明らかにしていた（前掲「日韓非公式折衝に関する件（河野ラインのコンタクトについて）一九六五年一月六日、外務省文書）。
(155) 「日韓会談における日本側の立場」外務省文書、文書番号一七八七。
(156) 「別添一．口頭説明」外務省文書、文書番号一七八七。
(157) 前掲「日韓非公式折衝に関する件」外務省文書。
(158) 宇野宗佑（一九六五）「日韓会談の尖兵となりて――河野一郎氏の密命をうけて私は韓国にとんだ」『文藝春秋』四三巻一二号、一五三頁。
(159) 北東アジア課「日韓非公式折衝に関する件（河野ラインのコンタクトについて）」一九六五年一月一三日、外務省文書、文書番号二一三七。
(160) 日韓会談・全面公開を求める会ホームページ〔http://www.j8.wx301.smilestart.ne.jp/nihonkokai/nihon.html〕最終アクセス　二〇二三年三月三一日。
(161) 北東アジア課「第七次日韓全面会談基本関係委員会第六回会合」一九六五年一月二二日、外務省文書、文書番号一三四六。
(162) 北東アジア課「第七次日韓全面会談基本関係委員会第七回会合」一九六五年一月二六日、外務省文書、文書番号一三四六。
(163) 北東アジア課「第七次日韓全面会談基本関係委員会第八回会合」一九六五年一月二九日、外務省文書、文書番号一三四六。
(164) アジア局「当面の日韓諸懸案の取扱振りに関する件」一九六五年二月九日、外務省文書、文書番号一三二七。
(165) 北東アジア課「第七次日韓全面会談基本関係委員会第一一回会合」一九六五年二月一〇日、外務省文書、文書番号一三四七。

(166) 北東アジア課「第七次日韓全面会談基本関係委員会第一二回会合」一九六五年二月一一日、外務省文書、文書番号一三四七。北東アジア課「第七次日韓全面会談基本関係委員会第一三回会合」一九六五年二月一五日、外務省文書、文書番号一三四七。北東アジア課「高杉・金日韓会談主席代表第四回会合」一九六五年二月一〇日、外務省文書、文書番号一四二九。北東アジア課「高杉・金日韓会談主席代表第五回会合」一九六五年二月一二日、外務省文書、文書番号一四二九。

(167) 주일대사「駐日大使」「라이샤워와 가진 한일회담에 관한 의견 교환「ライシャワーとの韓日会談に関する意見交換」一九六四年一二月二一日、韓国外交文書、文書番号ＪＡＷ―一二三八五。

(168) 一九六〇年代以前の北朝鮮のＧＤＰについては以下の論文を参照されたい。中川雅彦（二〇〇九）「朝鮮民主主義人民共和国の国民所得」『アジア経済』五〇巻三号、二～二九頁。

(169) 朴正鎮前掲『日朝冷戦構造の誕生――一九四五―一九六五　封印された外交史』三二三頁。

(170) 朴正鎮前掲『日朝冷戦構造の誕生――一九四五―一九六五　封印された外交史』四三八～四六八頁。

(171) 第四六回衆議院外務委員会　昭和三九年六月三日。

(172) 一九六四年七月の外務省とのブリーフィングで、池田は、北朝鮮との人的往来について、「経済的に北鮮の方が優位にある現在、日本として北鮮にそれほどに手をかしてやる必要はない」という意向を示した。その上で、池田は、北朝鮮の貿易関係者の日本への入国は、少なくとも一〇月の東京オリンピック終了まで認めないよう外務省に指示した。ブリーフィングの最後に、池田は、「同じく政経分離といっても、北鮮と中共とを同列に論ずる要なく、北鮮については中共よりもより厳しい措置がとられて然るべきである」という方針を示した（北東アジア課「日韓問題に関する総理ブリーフィングの概要」一九六四年七月二二日、外務省文書、文書番号一七八四）。

(173) 朴正鎮前掲『日朝冷戦構造の誕生――一九四五―一九六五　封印された外交史』四一四頁。

(174) Memorandum of Conversation, Foreign Relations of the United States, 1964–1968, Japan, volume XXIX, part 2, Japan, document 41.

(175) 『読売新聞』一九六五年二月六日　夕刊一面「早期正常化で一致――佐藤首相、丁総理と会談」。

(176) 北東アジア課「椎名外務大臣韓国訪問（昭和四〇年二月一七日―二〇日）の際の討議記録」一九六五年二月二五日、外務省文書、文書番号一三二九。

(177) 장박진［張博珍］（二〇〇八）「한일회담에서의 기본관계 조약 형성과정의 분석――제 2조 구조약 무효조항, 및 제3조 유일합법성 조항을 중심으로［韓日会談における基本条約形成過程の分析――第二条『旧条約無効条項』と第三条『唯一合法性条項』を中心として］」『국제 지역 연구［国際地域研究］』一七巻二号、三一～三二頁。

(178) 吉澤前掲『戦後日韓関係――国交正常化交渉をめぐって』、二三〇頁。

(179) 田中臨時代理大臣発武内大使宛電報（第三一八号）「日韓基本条約案のイニシャル（通報）」一九六五年二月二〇日、外務省文書、文書番号一六九六。

(180) 前掲「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約のイニシアルについて」外務省文書。

(181) 外務省「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」一九六五年六月二二日、外務省文書、文書番号三九一。

(182) 前掲「椎名外務大臣韓国訪問（昭和四〇年二月一七日―二〇日）の際の討議記録」外務省文書。

(183) 「請求権問題に関する日韓双方の立場」一九六五年三月二〇日、外務省文書、文書番号一三八一。北東アジア課「日韓請求権問題に関する事務レベル会合記録」一九六五年三月二〇日・同月二二日、外務省文書、文書番号七八。

(184) 日韓間で解決される請求権問題が平和条約第四条に基づくことに関して合意が成立した一九六三年一月の主席代表間の会談の内容は、管見の限り、日韓双方の史料において記録が残されていない。会談を通じて意見の一致をみた事項のみが、日本外務省文書に記されている（前掲「日韓予備交渉において首席代表間に現在までに大綱につき意見一致をみた請求権問題の解決方式」外務省文書）。それゆえ、「請求権問題に関する韓国側の立場」が、日韓請求権問題は平和条約第四条に基づくと公式の会合で韓国側が認めたことを明確に示す最も古い文書であると筆者は判断している。なお、一九六二年一二月二一日の予備交渉第二〇回会合で韓国側が提出したペーパーには、崔英澤・駐日韓国代表部参事官が、「平和条約第四条で南北明白」である旨を指摘したとする日本側の書き込みが存在する（前掲「日韓予備交渉第二〇回会合記録」外務省文書）。

(185) 大蔵省「日韓請求権及び経済協力に関する問題処理の今後の取り進め方について」一九六五年四月六日、外務省文書、文書番号一三一三。

(186) 北東アジア課「第七次日韓全面会談請求権及び経済協力委員会第一回会合」一九六五年四月二〇日、外務省文書、文書番号七九。

(187) 一九六五年四月、郵政省は、対日請求要綱の八項目のうち、郵便貯金・為替貯金等の処理に関する要望書を外務省に提出した。この要望書に、同省は、「平和条約第四条との関連において、北鮮の請求権が問題となるので、（韓国の対日請求権の対象範囲が――筆者注）韓国政府の施政権の及ぶ地域であることを明確にする必要がある」と記したのである（郵政省「一．協定締結に当っての要望事項」一九六五年四月、外務省文書、文書番号一三一三）。

(188) 条約局「大平・金了解に基づく請求権問題解決と『特別取極』」一九六五年三月二二日、外務省文書、文書番号一三八一。

(189) 北東アジア課「日韓外相会談第四回会合記録」一九六五年三月二七日、外務省文書、文書番号七三一。

(190) 椎名悦三郎外務大臣「日韓間の請求権問題解決及び経済協力に関する合意事項のイニシアルについて」一九六五年四月三日、外務省文書、文書番号一三八一。

(191) 北東アジア課「第七次日韓全面会談請求権及び経済協力委員会請求権分科会第一回会合」一九六五年六月二日、外務省文書、文書番号八一。

(192) 岩沢雄司・植木俊哉・中谷和弘編集代表（二〇二一）『国際条約集　二〇二二』有斐閣、八四九頁。

(193) 「「日韓請求権協定案（五月一日案）について」」一九六五年五月四日、外務省文書、文書番号一三一四。

(194) 北東アジア課「第七次日韓会談請求権および経済協力委員会第七回会合」一九六五年五月三一日、外務省文書、文書番号七九。

(195) 北東アジア課「第七次日韓全面会談請求権および経済協力委員会請求権分科委員会第二回会合」一九六五年六月三日、外務省文書、文書番号八一。

(196) 「〝청구권해결〟에 관한 일본 측 협정서에 관한 검토［『請求権解決』に関する日本側協定書に関する検討］」一九六五年六月七日、韓国外交文書、『제七차 한일회담［第七次韓日会談］、청구권관계회의 보고 및 훈령［請求権関係会議報告及び訓令］、一九六五、전三권［第三巻］、V.3 미해결문제 토의 및 조문화 작업［未解決問題討議及び条文化作業］』、登録番号六八八七。

(197) 「第二条（案）」一九六五年六月一〇日、外務省文書、文書番号一三一四。

(198) 「第二条（案）」一九六五年六月一七日、外務省文書、文書番号一三一四。

(199) 前掲「第七次日韓全面会談請求権及び経済協力委員会第一回会合」外務省文書。
(200) 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」外務省文書、文書番号一九八。
(201) 太田前掲『日韓交渉――請求権問題の研究』二四六～二四七頁。
(202) 高崎前掲『検証　日韓会談』一八七頁。
(203) 高麗大學校亞細亞問題研究所日本研究室編（一九九七）『韓日関係資料集　第一輯』先人文化社、二〇七、二三三頁。
(204) 吉澤前掲『戦後日韓関係――国交正常化交渉をめぐって』二七五～二七七頁。
(205) 太田前掲『日韓交渉――請求権問題の研究』二四七頁。
(206) 韓国第六代国会第五七回　第一二回外務委員会　一九六六年八月八日。
(207) 第五〇回参議院本会議　昭和四〇年一一月一九日。
(208) 第五〇回参議院日韓条約等特別委員会　昭和四〇年一一月二六日。
(209) 第五〇回衆議院本会議　昭和四〇年一〇月一六日。
(210) 高崎前掲『検証　日韓会談』一八八頁。
(211) 第五〇回衆議院日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会　昭和四〇年一〇月二八日。
(212) 同前。
(213) 高崎前掲『検証　日韓会談』一八九頁。
(214) 『読売新聞』一九六五年一一月一二日　朝刊一面「日韓案件　衆院を通過　未明、一瞬の強行突破――再開冒頭、議長が職権を行使」。『読売新聞』一九六五年一一月一二日　朝刊二面「重大な新例作る　日韓条約の強行可決――船田議長の非常手段　解説」。
(215) 『読売新聞』一九六五年一二月一一日　朝刊一面「国会、日韓条約案件承認おわる――二一日、ソウルで批准書交換けさ参院で議決」。
(216) 高崎前掲『検証　日韓会談』岩波書店、一九六頁。
(217) 倉田前掲「韓国『北方外交』の萌芽――朴正熙『平和統一外交宣言』の諸相」八六頁。

(218) 木宮正史（二〇二一）『日韓関係史』岩波書店、八一頁。
(219) 高崎前掲『検証　日朝交渉』二〇～二一頁。
(220) 高崎前掲『検証　日朝交渉』四二～四四頁。
(221) 第一二一回国会参議院外務委員会　平成三年九月五日。